新

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行 使)

第92条 (略)

- 2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出 を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新 株予約権の行使により新たに発行される株式の 実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告し なければならない。この場合において、参加者 は、当該顧客(施行規則第11条において準用す る施行規則第10条第2項に規定する場合におい て、当該顧客から他の者が実質株主となるべき 者である旨の申出があったときは、当該他の者) を実質株主となるべき者として報告しなければ ならない。
- をする場合は、会社に対し、参加者が自己分と して預託することとなるべき株券の株式につい ては当該参加者(施行規則第11条において準用 する施行規則第10条第1項に規定する場合にお いて、当該参加者から他の者が実質株主となる べき者である旨の申出があったときは、当該他 の者)を、参加者が顧客預託分として預託する こととなるべき株券の株式については前項の規 定により参加者から報告を受けた者を、実質株 主となるべき者として通知する。

4.5 (略)

(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権 <u>の行使)</u>

第92条の2機構は、預託新株予約権付社債券に ついて、法第22条第1項第2号による、参加者 又は参加者を経由した顧客からの新株予約権の 行使の申出を受けた場合は、参加者又は顧客の 指図に基づき、当該新株予約権付社債券を混蔵 保管から離脱させ、当該参加者又は当該顧客の ために、遅滞なく、別途保管する。

2 機構は、前項の規定により別途保管した新株予

旧

(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行 使)

第92条 (略)

- 2 参加者は、顧客からの新株予約権の行使の申出 を機構に取り次ぐ場合は、機構に対し、その新 株予約権の行使により新たに発行される株式の 実質株主となるべき者の氏名及び住所を報告し なければならない。この場合において、参加者 は、当該顧客(施行規則第10条第2項に規定す る場合において、当該顧客から他の者が実質株 主となるべき者である旨の申出があったとき は、当該他の者)を実質株主となるべき者とし て報告しなければならない。
- 3 機構は、第1項の規定により新株予約権の行使 │3 機構は、第1項の規定により新株予約権の行使 をする場合は、会社に対し、参加者が自己分と して預託することとなるべき株券の株式につい ては当該参加者(施行規則第10条第1項に規定 する場合において、当該参加者から他の者が実 質株主となるべき者である旨の申出があったと きは、当該他の者)を、参加者が顧客預託分と して預託することとなるべき株券の株式につい ては前項の規定により参加者から報告を受けた 者を、実質株主となるべき者として通知する。

4.5 (略)

(新設)

約権付社債券(以下「別途保管新株予約権付社 債券」という。)について、遅滞なく、会社に対 し、その新株予約権の行使をする。

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定に基づいて新株予約権の行使をする場合について準用する。この場合において、同条第2項中「新たに発行される株式」とあるのは「新たに発行される株式又は会社から移転される株式」と、同条第4項中「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合」とあるのは「新たに株式が発行された場合」とあるのとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、別途保管新株予約 権付社債券に係る新株予約権の行使に関し必要 な事項は、規則で定める。

(<u>預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行</u> <u>使に伴う</u>単元未満株式の買取請求)

第93条 (略)

- 2 (略)
- 3 機構は、会社に第1項の規定により請求を取り 次いだ後、<u>第92条第4項</u>において準用する第40 条第1項に規定する会社からの通知を受領した 場合は、その旨を参加者に通知し、当該請求に係 る参加者口座簿に所要の記載をする。

4.5 (略)

<u>(別途保管新株予約権付社債券に係る新株予約権</u> の行使に伴う単元未満株式の買取請求)

- 第93条の2 機構は、参加者又は顧客が別途保管 新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と 同時に当該新株予約権の行使により生じる単元 未満株式の買取請求を行う場合は、これを会社 に取り次ぐものとする。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、別途保管 新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使と 同時に当該新株予約権の行使により生じる単元 未満株式の買取請求を会社に取り次ぐ場合につ いて準用する。この場合において、同条第2項 中「預託新株予約権付社債券」とあるのは「別

(単元未満株式の買取請求)

第93条 (略)

- 2 (略)
- 3 機構は、会社に第1項の規定により請求を取り次いだ後、前条第4項において準用する第40条第1項に規定する会社からの通知を受領した場合は、その旨を参加者に通知し、当該請求に係る参加者口座簿に所要の記載をする。

4.5 (略)

(新設)

途保管新株予約権付社債券」と、「新たな株式が 発行されたとき」とあるのは「新たな株式が発 行されたとき又は会社から株式が移転されたと き」と読み替えるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、別途保管新株予約 権付社債券に係る新株予約権の行使と同時に行 う当該新株予約権の行使により生じる単元未満 株式の買取請求に関し必要な事項は、規則で定め る。

## 附 則

この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から施行 し、同日以降の新株予約権付社債券に係る新株予 約権の行使請求分から適用する。